

『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
第1条 しんきん個人インターネットバンキング取引 1. そうしん個人インターネットバンキングとは (略) ただし、当金庫は、その裁量により、<u>本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</u> 2. (略) <u>3. 契約の成立</u> <u>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</u> <u>4.</u> (略) <u>5.</u> (略) <u>6.</u> (略) 第2条 本人確認 1. 本人確認の手段 <u>お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。</u> <u>(1) 契約者ID（利用者番号）</u> <u>(2) 初回ログイン用パスワード</u> <u>(3) ログインパスワード</u> <u>(4) 確認用パスワード</u>	第1条 しんきん個人インターネットバンキング取引 1. そうしん個人インターネットバンキングとは (略) ただし、当金庫は、その裁量により、<u>本サービスの対象となる取引を、</u>お客様に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。 2. (略) <u>←（新規追加）</u> <u>3.</u> (略) <u>4.</u> (略) <u>5.</u> (略) 第2条 本人確認 1. 本人確認の手段 <u>当金庫は、契約者ID（利用者番号）および次項以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとします。</u>

『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
2. ～ 4. (略) 5. 本人確認手続き (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。 ① 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。 ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。 (略) (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。 6. (略) 7. 番号等の管理 (1) 番号等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。(略) (2) 番号等につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。 (3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。	2. ～ 4. (略) 5. 本人確認手続き (1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。 ① ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。 ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。 (略) (2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第16条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。 6. (略) 7. パスワード等の管理 (1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。(略) (2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。 (3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。

『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
第3条 取引の依頼 1. サービス利用口座の届出 (1) (略) (2) (略) (3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。 第4条 ご利用限度額 1 回あたり、および1 日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。 なお、1 日あたりのご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午前0 時とし、以下同様とします。 ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 (略) 第5条 資金移動取引 1. 取引の内容 (1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。 なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。 (2) ～ (6) (略) 2. (略) 3. 依頼内容の変更・組戻し (1) ～ (5) (略)	第3条 取引の依頼 1. サービス利用口座の届出 (1) (略) (2) (略) ← (新規追加) 第4条 ご利用限度額 1 回あたり、および1 日あたりのご利用の上限金額は、申込時または変更時にお客様が設定した金額とします。 ただし、その上限金額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、上限金額をその裁量によりお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。 (略) 第5条 資金移動 1. 取引の内容 (1) 本サービスによる取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。 なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。 (2) ～ (6) (略) 2. (略) 3. 依頼内容の変更・組戻し (1) ～ (5) (略)

『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
(6) 本項に定める依頼内容の訂正・組戻手続を行った場合、第1条第6項第2号の振込手数料は返還しません。 (7) (略) 第6条 ～ 第15条 (略) 第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 1. 補償の要件 お客様の番号等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。 2. (略) 3. 適用の制限 第2項の定めは、第1項に係る当金庫の通知が、お客様の番号等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 4. (略) 5. 既に払戻し等を受けている場合の取扱い 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。	(6) 本項に定める依頼内容の変更・組戻手続を行った場合、第1条第5項第2号の振込手数料は返還しません。 (7) (略) 第6条 ～ 第15条 (略) 第16条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等 1. 補償の要件 ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補償を請求することができます。 2. (略) 3. 適用の制限 第2項の定めは、第1項に係る当金庫の通知が、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 4. (略) ←（新規追加） ←（新規追加）

『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
第 1 7 条 （略） 第 1 8 条 解約等 1. ～ 2. (略) 3. サービスの強制解約 (略) (1) ～ (2) (略) (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 (4) (略) (5) (略) (6) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。 (7) (略) (8) (略) (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがある と当金庫が判断したとき。 (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。 5. 解約後の処理 本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等はすべて無効となります。 6. (略) 第 1 9 条 （略） 第 2 0 条 規定等の適用 (略)	第 1 7 条 （略） 第 1 8 条 解約等 1. ～ 2. (略) 3. サービスの強制解約 (略) (1) ～ (2) (略) ← (新規追加) (3) (略) (4) (略) (5) 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。 (6) (略) (7) (略) ← (新規追加) ← (新規追加) 5. 解約後の処理 本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様のお客様カード、契約者 I D (利用者番号)、各種パスワード等はすべて無効となります。 6. (略) 第 1 9 条 （略） 第 2 0 条 規定等の準用 (略)

『そうしん個人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
第 2 1 条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。 変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。（略） 第 2 2 条 ～ 第 2 5 条 （略） 個人情報の取扱いに関する事項 （略） なお、当金庫における個人情報の保護方針等については、当金庫のホームページ（https://www.shinkin.co.jp/kasosin/）の「個人情報のお取り扱いについて」をご覧ください。	第 2 1 条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく当金庫ホームページその他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。（略） 第 2 2 条 ～ 第 2 5 条 （略） 個人情報の取扱いに関する事項 （略） なお、当金庫における個人情報の保護方針等については、当金庫のホームページ（http://www.kasosin.com）の「個人情報のお取り扱いについて」をご覧ください。